

第6次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画

事業一覧表

◆この事業一覧表の見方

この事業一覧表では、「第6次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画」第3章進めるべき方策ごとに掲載しています。

基本目標

基本目標1～5項目を記載しています。

進めるべき方策

進めるべき方策1～25項目を記載しています。

第6次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画事業一覧表

第6次計画ページ

第6次計画での掲載ページです。

基本目標	1. 人づくり・地域づくりを推進する	
進めるべき方策	1. 地域福祉の担い手の育成 (P17)	
方策のポイント		
	地域活動の担い手やボランティア育成	方策のポイント 進めるべき方策ごとのポイントを記載しています。
	地域住民の世代間交流、福祉教育の推進	
施策		事業名
①	地域の次世代を担う青少年の、あらゆる世代に対する思いやりの心や地域への愛着心を育むため、異世代間交流を促進します。	・ 青少年育成事業
②	総合的な学習の時間等において、地域の「ひと・もの・こと」を活用した福祉体験・職場体験学習の企画・調整・推進を協働により実践し、福祉に関する理解や関心を醸成していきます。	・ 総合的・体験的な学習充実事業 ・ 「夢☆未来」ふるさと・キャリア教育推進事業 ・ ボランティアの育成、養成事業
③	認知症や障がいについての理解を深めるための学習・研修会等の開催を通して、学校・企業・行政機関・市民に対する福祉教育の推進を図ります。	・ 認知症サポーター等養成事業 ・ ボランティアの育成、養成事業 ・ ボランティア活動の広報・啓発・広聴活動の強化事業
④	高齢者の活躍の場の拡大をめざすまめなかポイント事業をはじめ、気軽にボランティアを体験できるボラカフェなどの実施を通じて、幅広い年代の市民に向けたボランティアの機会を提供します。	・ まめなかポイント事業 ・ ボランティア活動の広報・啓発・広聴活動の強化事業
⑤	セミナーや研修会を開催し、ボランティアの発掘・育成を図ります。	・ ボランティアの育成、養成事業 ・ ボランティアの活動支援事業

地域福祉推進の方策

進めるべき方策ごとの施策を記載しています。

数値目標

「地域福祉推進の方策」の具体的な達成の目安となる指標を設定し、R6実績値、R7及びR11の目標値を記載しています。

数値目標

施策番号	項目	R6実績値	R7目標値	R11目標値
令和7年度事業計画				所管課
・親子ボランティアの推進など青少年の自立と社会参加を促進する事業 ・地域の青少年育成関係者に対する研修会の開催 ・機関紙の発行による啓発活動 ・有害図書の回収 ・子どもの見守り活動による地域環境浄化活動を行う。				生涯学習課
・各校の特色を活かし、児童生徒の総合的・体験的な学習が充実するよう支援する。 ・中学生の社会体験（職場体験）学習実施するにあたり、受け入れ事業所の取りまとめ及び学校への情報提供を行う。				学校教育課
事業名・令和7年度事業計画 施策ごとに、事業名・令和7年度事業計画を記載しています。 事業主体 事業主体を記載しています。「行政、市社協、地域組織・団体（※）、学校、民間、市民」（※）地域組織・団体：公民館、地区社協、NPO、町内会、自治会、ボランティア団体等				
・あいサポート運動の推進				
・高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防の促進と、活躍の場を提供する地域活動・ボランティア活動を応援する。 ・活動者として実施するボランティア活動、活動団体としてなごやか寄り合い活動を実施する団体に対してポイントの付与を行う。 ・ホームページ、SNS、広報誌「つなぐ」発行などを通じて、広報・啓発を行う。				ボランティアセンター
・高齢者や介護に関する興味・関心を醸成し、将来の進学または職業選択の一助とするため、市内の中学校で講話や体験的な活動等を実施する。 ・出前講座に介護施設職員を「介護の仕事コンシェルジュ」として派遣。 ・日常に役立つ知識や介護職として必要な基本的な介護の知識や技術の実践的手法等を学び、介護人材のすそ野を広げ、福祉・介護サービス事業者や地域が活動を支える人材を育成する。				ボランティアセンター

第6次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画 事業一覧表

基本目標	1. 人づくり・地域づくりを推進する
進めるべき方策	1. 地域福祉の担い手の育成（P17）
方策のポイント 地域活動の担い手やボランティア育成 地域住民の世代間交流、福祉教育の推進	

施策		事業名
①	地域の次世代を担う青少年の、あらゆる世代に対する思いやりの心や地域への愛着心を育むため、異世代間交流を促進します。	・ 青少年育成事業
②	総合的な学習の時間等において、地域の「ひと・もの・こと」を活用した福祉体験・職場体験学習の企画・調整・推進を協働により実践し、福祉に関する理解や関心を醸成していきます。	・ 総合的・体験的な学習充実事業 ・ 「夢☆未来」ふるさと・キャリア教育推進事業 ・ ボランティアの育成、養成事業
③	認知症や障がいについての理解を深めるための学習・研修会等の開催を通して、学校・企業・行政機関・市民に対する福祉教育の推進を図ります。	・ 認知症サポーター等養成事業 ・ ボランティアの育成、養成事業 ・ ボランティア活動の広報・啓発・広聴活動の強化事業
④	高齢者の活躍の場の拡大をめざすまめなかポイント事業をはじめ、気軽にボランティアを体験できるボラカフェなどの実施を通じて、幅広い年代の市民に向けたボランティアの機会を提供します。	・ まめなかポイント事業 ・ ボランティア活動の広報・啓発・広聴活動の強化事業
⑤	セミナーや研修会を開催し、ボランティアの発掘・育成を図ります。	・ ボランティアの育成、養成事業 ・ ボランティアの活動支援事業

数値目標				
施策番号	項目	R6実績値	R7目標値	R11目標値
③	認知症サポート養成研修受講者数	24,903人	27,000人（R8）	第10期介護保険事業計画で見直し
④	まめなかポイント事業（ボランティアポイント事業）個人登録者数	117人	300人	300人
⑤・⑥・⑦・⑨	ボランティア活動保険加入者数	6,900人	7,200人	8,200人

令和7年度事業計画	所管課
・親子ボランティアの推進など青少年の自立と社会参加を促進する事業 ・地域の青少年育成関係者に対する研修会の開催 ・機関紙の発行による啓発活動 ・有害図書の回収 ・子どもの見守り活動による地域環境浄化活動を行う。	生涯学習課
・各校の特色を活かし、児童生徒の総合的・体験的な学習が充実するよう支援する。 ・中学生の社会体験（職場体験）学習実施するにあたり、受入れ事業所の取りまとめ及び学校への情報提供を行う。 ・サマーチャレンジボランティアの開催 ・くらし安心サポートセミナーの開催 ・あいサポート運動の推進 ・もんじゅの知恵「ふくし教育」実践プログラム集の活用促進 ・学校で実践を行うほか、企業等の研修でも活用できるように内容を改良し、配布する。 ・企画内容の提案、講師等の依頼・日程調整、資料や福祉機材の準備、経費等の支援、進行補助等を行う。 ・ふくし教育プログラムの開発と普及 ・ボランティアセンター内でプロジェクトを立ち上げ、小学校～高等学校における学齢別のプログラムを開発し、その普及を図る。	学校教育課 ボランティアセンター
・認知症に対する正しい認識を深めるため、各地域や企業、学校等において、サポーター養成講座や各種研修を開催する。 ・市職員があいサポートメッセンジャーを務めながら、障がい理解に係る出前講座を実施し、あいサポーターの拡充を推進する。 ・サマーチャレンジボランティアの開催 ・くらし安心サポートセミナーの開催 ・あいサポート運動の推進 ・もんじゅの知恵「ふくし教育」実践プログラム集の活用促進 ・学校で実践を行うほか、企業等の研修でも活用できるように内容を改良し、配布する。 ・企画内容の提案、講師等の依頼・日程調整、資料や福祉機材の準備、経費等の支援、進行補助等を行う。 ・ホームページ、SNS、広報誌「つなぐ」発行などを通じて、広報・啓発を行う。	介護保険課 障がい者福祉課 ボランティアセンター
・高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防の促進と、活躍の場を提供する地域活動・ボランティア活動を応援する。 ・活動者として実施するボランティア活動、活動団体としてなごやか寄り合い活動を実施する団体に対してポイントの付与を行う。 ・ホームページ、SNS、広報誌「つなぐ」発行などを通じて、広報・啓発を行う。	ボランティアセンター
・高齢者や介護に関する興味・関心を醸成し、将来の進学または職業選択の一助とするため、市内の中学校で講話や体験的な活動等を実施する。 ・出前講座に介護施設職員を「介護の仕事コンシェルジュ」として派遣。 ・日常に役立つ知識や介護職として必要な基本的な介護の知識や技術の実践的手法等を学び、介護人材のすそ野を広げ、福祉・介護サービス事業者や地域が活動を支える人材を育成する。	ボランティアセンター

施策		事業名
⑥	ボランティアのニーズに対し、ボランティアセンター・市民活動センター・ボランティア団体・企業・社会福祉法人等との連携を図り、コーディネート機能を高めています。	・ボランティア活動の広報・啓発・広聴活動の強化事業 ・コーディネート機能強化事業
⑦	島根大学や島根県立大学、各種専門学校等の若者や高校生、中学生に対し、ボランティア活動への参加・啓発を促進します。	・ボランティアの育成、養成事業
⑧	地域共生社会を目指し、あいサポーターの拡充を推進し、障がい者（児）を理解し支援するための意識啓発を図ります。	・ボランティアの育成、養成事業
⑨	ホームページやSNS 等を活用し、地域活動への参加を促すために伝わりやすい情報発信を行います。	・ボランティア活動の広報・啓発・広聴活動の強化事業 ・ボランティアに関する情報提供
⑩	地域のさまざまな年代の方々に地域活動への積極的な参加を促し、地域福祉活動の中心となるリーダーの発掘と育成に努めます。	・コーディネート機能強化事業

令和7年度事業計画	所管課
・ホームページ、SNS、広報誌「つなぐ」発行などを通じて、広報・啓発を行う。 ・ボランティアの活動相談、派遣依頼、募集受付依頼に対し、登録個人・団体の派遣を行う他、市民への情報提供や、松江市社会福祉協議会内の相談機関や市内の関係機関等と連携（企業ボランティア松江ネットワーク会議、松江市ボランティア連絡会、松江市社会福祉法人連絡会）することでマッチングを行う。	ボランティアセンター
・サマーチャレンジボランティアの開催 ・高齢者や介護に関する興味・関心を醸成し、将来の進学または職業選択の一助とするため、市内の中学校で講話や体験的な活動等を実施する。 ・出前講座に介護施設職員を「介護の仕事コンシェルジュ」として派遣。 ・松江市内の高等学校、大学、専門学校との連携を強化し、生徒・学生のボランティア活動への参加の機会を拡大する。	ボランティアセンター
・市職員があいサポートメッセージを務めながら、障がい理解に係る出前講座を実施し、あいサポーターの拡充を推進する。 ・あいサポート運動の推進、あいサポーター研修の実施において、あいサポートメッセージの派遣を行うなど、あいサポーターの育成及びあいサポート運動の推進に取り組む。	ボランティアセンター 障がい者福祉課
・ホームページ、SNS、広報誌「つなぐ」などを通じて、広報・啓発を行う。 ・松江市ボランティアセンターだより「つなぐ」年3回発行 ・社協だより、社協HP、社協instagram、Facebookを利用した情報発信（随時） ・趣味、特技を活かしたボランティア紹介冊子による情報提供 ・福祉に関するボランティア情報のメール配信（随時） ・ボランティアセンター公式LINEによるボランティア情報の提供（随時） ・ボランティア登録者への郵送及びメールによる情報提供（随時） ・民間助成金情報の提供（随時） ・ボランティアセンター活動をパンフレットでPR（随時）	ボランティアセンター 社協地域福祉課
・ボランティア個人、団体登録者の新規登録促進と活動アンケート等による調査 ・ボランティア相談受付、活動コーディネート ・ボラカフェ、おうちdeボランティアの実施 ・教育機関との連携強化 ・くにびき学園との連携強化 ・収集ボランティア支援 ・団体支援（企業ボランティア松江ネットワーク、松江市ボランティア連絡協議会、松江市社会福祉法人連絡会）、団体との協同（松江工業高校による車いす点検・修理） ・重層的支援体制整備事業における「参加支援事業」への取り組み	ボランティアセンター

第6次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画 事業一覧表

基本目標	1. 人づくり・地域づくりを推進する
進めるべき方策	2. 自治会活動の活性化（P19）
方策のポイント 自治会加入促進 参加しやすい自治会体制の研究	

施策		事業名
①	町内会・自治会活動をはじめとした市民活動への自立的な参加を促す機運を醸成するため、市内の成功事例やユニークなアイデアの実践例を市域全体で共有します。	・まちづくりを考える日
②	より良い活動環境を整えるため、IT 技術などを活用した町内会・自治会の負担軽減策を検討・実施していきます。	・明るい街づくり推進事業補助金 ほか
③	ホームページやSNSなどを活用し、自治会情報を発信します。	・松江市町内会・自治会連合会事務局業務
④	見守り活動など地域住民が主体となって取り組む事業を支援するための補助制度を、より活用が進むよう周知・説明していきます。	・要配慮者支援推進事業 ・なごやか寄り合い活動支援事業 ・町内会自治会活動支援事業補助金
⑤	地域の活動拠点を整備するための各種制度について、より活用できるよう周知・説明していきます。	・町内会自治会集会所整備事業補助金

数値目標				
施策番号	項目	R6実績値	R7目標値	R11目標値
①・②・③	市民活動・地域活動への市民の参画割合	54.8%	65.0%	65.0%

令和7年度事業計画	所管課
・市内の市民活動・地域活動の成功事例やユニークなアイデアの実践例を共有する場「まちづくりを考える日」を、松江市町内会・自治会連合会と共催で開催する。	市民生活相談課
・町内会・自治会が松江市に対して実施する手続について、電子申請を導入し手続の簡素化を進める。まずは、防犯灯設置に関する手続（明るい街づくり推進事業補助金）について導入し、他の手続についても検討する。	市民生活相談課
・市報松江(町自連だより)や各種広報紙(町自連まつえ)、ホームページを活用し、加入促進につながる身近な情報をタイムリーに掲載する。	市民生活相談課
・各事業の推進を行うとともに支援制度の周知を図っていく。	市民生活相談課 健康福祉総務課 介護保険課
・地域の活動拠点となる集会所の新築・取得等の補助制度である「町内会自治会集会所整備事業補助金」について、「自治会長の手引」に分かりやすく掲載するとともに、各地区で開催される自治会長などを回り説明を行う。	市民生活相談課

第6次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画 事業一覧表

基本目標	1. 人づくり・地域づくりを推進する
進めるべき方策	3. 公民館・地区社協等を拠点とした地域福祉活動の推進（P20）
方策のポイント 公民館を拠点とした地域住民の活動の促進 世代間交流の推進	

施策		事業名
①	公民館を中心として、こども、子育て世代、障がい者（児）、高齢者をはじめとするあらゆる世代の地域住民が学習し、交流する機会を増やすため、地域や利用者のニーズに沿った活動を行います。	・ 公民館管理運営事業
②	公民館と地区社協をはじめ、隣保館、関係機関との連携を図り、地域福祉活動・人権のまちづくりを一層推進します。	・ 公民館管理運営事業 ・ 隣保館運営事業
③	地区地域福祉活動計画に基づき、地区社協事業などの地域福祉活動を推進します。	・ すこやかライフ推進事業 ・ 地区社協 独自事業 ・ 生活支援体制整備事業 【第2層協議体】

数値目標				
施策番号	項目	R6実績値	R7目標値	R11目標値
①・③	公民館年間利用者数【延べ利用者数／4月～3月】	800,000人	900,000人	1,000,000人

令和7年度事業計画	所管課
・公民館ごとに立てた事業計画に基づき、各種公民館事業に取り組むことで、地域や利用者のニーズに沿った地域福祉活動の推進を行う。	生涯学習課
・各地区社協の年間事業計画に基づき、各種事業に取り組む。 ・公民館や地域人権教育推進協議会と連携し、研修会の開催や啓発活動を行う等、地域における人権教育・人権啓発を推進します。 ・隣保館において、生活上の相談や人権に関わる相談に応じ、課題の把握や解決、自立支援を進める。また、人権研修の実施や広報誌の発行等により、人権教育・人権啓発を推進する。	生涯学習課 人権男女共同参画課
・社会的孤立の予防、居場所づくりの推進 ・健康づくりの活動の推進 ・住民実施調査、アンケート調査の実施 ・人材育成の推進 ・第2層協議体29地区支援、第2層協議体の開催を通じ、地域の生活課題の共有化、その解決のための具体的な取り組みを検討する。 ・第6次地区地域福祉活動計画の進捗管理支援 ・地域活動合同研修会を開催し、地区社協、福祉推進員、民生児童委員との地域での連携を考える研修会を開催する。	社協地域福祉課

第6次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画 事業一覧表

基本目標	1. 人づくり・地域づくりを推進する
進めるべき方策	4. 地域の居場所づくり（P21）
方策のポイント さまざまな状況にある人が社会参加できる場所をつくる なごやか寄り合いや子ども食堂など地域に身近な居場所づくりの推進	

施策		事業名
①	生きがいづくりや介護予防の取組みを充実させ、高齢者の社会参加を推進します。	・通所型サービスB ・訪問型サービスB ・なごやか寄り合い活動支援事業
②	高齢者の個々の意欲や能力に応じた就労の機会の拡大を図るため、シルバー人材センターの活動を支援していきます。	・高齢者就業機会確保事業
③	悩みを抱える人や支援が必要な人が地域で孤立することのないよう、こども食堂をはじめ、地域の人たちや同じ立場の人たちとつながるための居場所づくりを支援します。	・こども食堂の立ち上げ支援 ・地域活動支援センター事業
④	空き家・空き店舗の活用や、商業スペース、介護保険施設など、地域住民による身近な社会資源を活用した居場所づくりを推進します。	・ボラカフェの実施 ・空き店舗や介護保険施設を活用した居場所づくりの実施
⑤	男性介護者フリースペースや家族介護者交流会など、介護者が集まりお互いの経験や心情をわかち合える場の支援を行います。	・松江市家族介護者交流事業

数値目標				
施策番号	項目	R6実績値	R7目標値	R11目標値
①	なごやか寄り合い参加者数	6,844人	10,500人	11,000人
①	通所型サービスBの実施会場数	29か所	60か所（R8）	第10期介護保険事業計画で見直し
①	訪問型サービスC利用件数	15件	80件（R8）	第10期介護保険事業計画で見直し
②	シルバー人材センター加入者数	978人	1,065人	1,155人

令和7年度事業計画	所管課
・住民主体型サービスについて広報活動を継続し、補助制度の周知を行うことで、元気高齢者が社会参加できる場を増やす。 ・なごやか見守り活動の機能や交流の場の充実を図るため、活動への支援を実施する。また、休止会場への再開支援や新規会場の立ち上げ支援を行い、実施会場数及び参加者増に向けた取り組みを推進する。	介護保険課
・会員拡大と就業開拓を引き続き重点的に取り組む。 ・女性会員増加に伴う就業機会の確保・拡大について、女性委員会で協議し検討を進める。 ・会員の安全就業に向けて、事故防止対策に引き続き取り組む。	健康福祉総務課
・地域の障がい者が集い、交流できる場を確保するため、地域活動支援センターを運営する法人への補助を行うことと併せ、市直営センターの運営を行う。 ・立ち上げまでの伴走型支援 ・寄贈食品や物品の配分 ・松江市こども食堂交流会の実施 ・活動周知、情報発信	社協地域福祉課 障がい者福祉課
・ボランティア活動のきっかけづくり、居場所の一環として毎月1回ボラカフェを開催する。	社協地域福祉課
・松江市家族介護者のつどい開催し、家族介護者同士の交流・リフレッシュを図るとともに、介護者の精神的負担の軽減を目指す。 ・孤立しがちな家族介護者が安心して介護が続けられるよう、安心して参加できる場を提供する。 ・男性介護者フリースペースを提供し、地域で孤立しがちな男性介護者の交流・情報交換を図る。 ・出張介護者フリースペースとして、家族介護者が気軽に集い、自由に交流できるフリースペースを地区単位で展開することにより、身近な地域の中で介護者同士のつながりづくりや相談できる場をつくる。	社協地域福祉課

第6次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画 事業一覧表

基本目標	1. 人づくり・地域づくりを推進する
進めるべき方策	5. いろいろな価値観を認めあう寛容な社会づくり（P23）
方策のポイント 多様性に関する理解の促進 多文化共生の意識啓発	

施策		事業名
①	子どもや高齢者が家庭や地域の中で人格や個性を尊重されるよう、支援を行うとともに教育や啓発を推進します。	・ 社会人権教育推進事業 ・ 地域人権啓発活動活性化事業
②	一人ひとりが性別にかかわらず、ともに支え合い、いきいきと暮らしていける男女共同参画社会の実現を目指します。	・ 男女共同参画推進事業 ・ ワーク・ライフ・バランス（WLB）推進事業
③	国際交流事業の推進により、互いの国、地域の歴史や文化の理解を深め、地域住民としてともに生きる意識を持つ、多文化共生社会の実現を目指します。	・ 社会人権教育推進事業 ・ 地域人権啓発活動活性化事業 ・ 松江市多文化共生推進プラン
④	障がいのある人に対する合理的配慮の推進など、地域共生社会の実現を目指します。	・ 社会人権教育推進事業 ・ 地域人権啓発活動活性化事業 ・ 障がい差別のない共生社会推進事業
⑤	学校における正しい知識の普及や、地域や企業等への情報提供などにより、性の多様性について理解の促進に努めます。	・ 学校人権教育推進事業 ・ 社会人権教育推進事業 ・ 地域人権啓発活動活性化事業
⑥	さまざまな人権問題に関する市民啓発事業を実施し、広く市民に啓発の機会を提供します。	・ 社会人権教育推進事業 ・ 地域人権啓発活動活性化事業

数値目標				
施策番号	項目	R6実績値	R7目標値	R11目標値
②	固定的な性別役割分担意識にとらわれない市民の割合	80%	81%	85%
③	多文化理解を促進する事業への参加者数【4月～3月】	2,200人	2,400人	3,000人

令和7年度事業計画	所管課
・公民館や地域人権教育推進協議会、松江市企業等人権問題研修推進連絡協議会と連携し、研修会の開催や啓発活動を行う等、地域や企業等における人権教育・人権啓発を推進する。 ・「人権を考える市民のつどい」や「市民人権講座」の開催、出前講座の実施により、広く人権教育・人権啓発を推進する。 ・教職員に対する人権教育研修や学校等の訪問指導を通じて、各学校等における人権教育の推進を図る。	人権男女共同参画課 こども政策課 介護保険課 学校教育課
・「まつえWLB推進ネットワーク」への加入促進や、「働き方を見直そう！」懸垂幕や横断幕を設置し、働きやすい職場づくりへの意識づけ、セミナーの開催（県との共催含む）を実施し、働きやすい職場づくりへの意識の醸成を図る。	人権男女共同参画課
・外国人住民向けに「交通安全教室」や「避難訓練」、「日本の文化体験」を開催し、日本の文化体験や習慣ルールを学ぶ機会をつくる。 ・月に1回程度、国際交流員が母国の料理、文学、音楽の紹介や体験ができる講座の開催。 ・学校や公民館等への出前講座をととして、市民の国際理解向上を図る。 ・公民館や地域人権教育推進協議会、松江市企業等人権問題研修推進連絡協議会と連携し、研修会の開催や啓発活動を行う等、地域や企業等における人権教育・人権啓発を推進する。 ・「人権を考える市民のつどい」や「市民人権講座」の開催、出前講座の実施により、広く人権教育・人権啓発を推進する。	国際観光課 人権男女共同参画課
・障がい理解や手話に係る出前講座を、学校、企業、地域などで実施し、障がい理解を広げる。 ・公民館や地域人権教育推進協議会、松江市企業等人権問題研修推進連絡協議会と連携し、研修会の開催や啓発活動を行う等、地域や企業等における人権教育・人権啓発を推進する。 ・「人権を考える市民のつどい」や「市民人権講座」の開催、出前講座の実施により、広く人権教育・人権啓発を推進する。	障がい福祉課 人権男女共同参画課
・公民館や地域人権教育推進協議会、松江市企業等人権問題研修推進連絡協議会と連携し、研修会の開催や啓発活動を行う等、地域や企業等における人権教育・人権啓発を推進する。 ・「人権を考える市民のつどい」や「市民人権講座」の開催、出前講座の実施により、広く人権教育・人権啓発を推進する。 ・教職員に対する人権教育研修や学校等の訪問指導を通じて、正しい知識の普及や相談に関する情報提供を行い、各学校等における人権教育の推進を図る。	学校教育課 人権男女共同参画課
・公民館や地域人権教育推進協議会、松江市企業等人権問題研修推進連絡協議会と連携し、研修会の開催や啓発活動を行う等、地域や企業等における人権教育・人権啓発を推進する。 ・「人権を考える市民のつどい」や「市民人権講座」の開催、出前講座の実施により、広く人権教育・人権啓発を推進する。	人権男女共同参画課

第6次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画 事業一覧表

基本目標	1. 人づくり・地域づくりを推進する
進めるべき方策	6. 多様な主体による地域づくりの推進（P24）
方策のポイント 企業、NPO 法人、JA、生協等多様な団体との協働による地域づくりの推進 企業や団体の地域貢献活動の促進	

施策		事業名
①	企業・社会福祉法人等と連携し、地域共生社会の実現に向けた社会貢献活動の促進を図ります。	・ ボランティアの活動支援事業
②	民間企業、NPO法人、町内会・自治会、社協など、市民活動・地域活動の担い手の連携を進めることができるような機会を設けます。	・ まちづくりでつながる日
③	JA、生協等幅広い民間団体の強みを生かし、地域での取組みについて情報収集し、協働による地域課題の解決について検討します。	・ 参加支援事業（重層的支援体制整備事業） ・ 農福連携推進事業
④	企業ボランティア松江ネットワーク会議や松江市社会福祉法人連絡会と協働し、新たな社会貢献事業として、ひきこもりなど生きづらさを抱えた方などに対し仕事体験の場を提供し、社会参加の支援を行います。	・ ボランティアの活動支援事業 ・ 参加支援事業（重層的支援体制整備事業）への協力
⑤	地域住民や・企業等による見守りネットワークの強化を推進します。	・ 見守りネットワーク事業 ・ 認知症高齢者見守り事業 ・ ボランティアの活動支援事業

数値目標				
施策番号	項目	R6実績値	R7目標値	R11目標値
②	まちづくり推進事業参加者数	3,310人	1,500人	1,500人
⑤	見守りネットワークの協力事業者数	368事業所	330事業所（R8）	第10期介護保険事業計画で見直し
⑥	障がい者雇用率【ハローワーク松江管内】	2.81%	2.80%	2.90%
⑧・⑨	共同募金額	25,818,152	28,000千円	28,000千円
⑨	募金百貨店居力事業者数	7社	8社	12社

令和7年度事業計画	所管課
・ボランティアの活動相談、派遣依頼、募集受付依頼に対し、登録個人・団体の派遣を行う他、市民への情報提供や、松江市社会福祉協議会内の相談機関や市内の関係機関等と連携（企業ボランティア松江ネットワーク会議、松江市ボランティア連絡会、松江市社会福祉法人連絡会）を行う。	ボランティアセンター
・地域での新たな取り組みや、これまで市民活動・地域活動の充実化について、民間企業・NPO法人、町内会・自治会、社協などの多様な団体が一緒に考え、知恵を出し合う場「まちづくりでつながる日」にて交流の機会を設け、交流の活性化や参加者の裾野を広げる。	市民生活相談課
・福祉事業所と行政、関係団体と連携し、情報共有や支援(マッチング・研修会の実施等)を行う。 ・「ふくしなんでも相談所」の取組みを活かし、ひきこもり支援事業として、相談窓口の設置、情報発信、アウトリーチを通じた継続的な支援、居場所づくり・家族への支援、ネットワークづくりに取り組む。 ・くらし相談支援センターの生活困窮者支援に対して就労支援事業などと連携して一体的に実施する。	社協地域福祉課 農政課
・「ふくしなんでも相談所」の取組みを活かし、ひきこもり支援事業として、相談窓口の設置、情報発信、アウトリーチを通じた継続的な支援、居場所づくり・家族への支援、ネットワークづくりに取り組む。 ・ボランティア松江ネットワーク会議や松江市社会福祉法人連絡会のネットワークを通じて、各法人・事業所の特性を活かした参加支援の場づくりも行う。 ・くらし相談支援センターの生活困窮者支援に対して就労支援事業などと連携して一体的に実施する。	ボランティアセンター
・見守りネットワーク事業の登録事業所数の拡大を図る。 ・認知症サポーター養成講座を受講された企業へ高齢者見守り協力店のステッカーなどを使用して更なる啓発を行う。 ・ボランティア松江ネットワーク会議や松江市社会福祉法人連絡会のネットワークを通じて、各法人・事業所の特性を活かした参加支援の場づくりも行う。 ・GPS端末機貸与事業、見守りシール配布事業の実施とチラシを作成し、関係機関に配布するなど周知を図る。 ・認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進するため、認知症の理解者や見守りネットワークの協力者の拡大を図る。	介護保険課 社協地域包括ケア推進課 ボランティアセンター

施策		事業名
⑥	地域の企業等に対し、障がいのある子どもたちの就労体験など、就労に繋がる実習や体験の場の提供への協力を働きかけます。	・あったかスクラム事業 ・障がい者就労支援事業
⑦	障がい福祉の活動を積極的に行っている企業や個人の表彰を行います。	・障がい差別のない共生社会推進事業
⑧	共同募金が「じぶんの町を良くするしくみ」として幅広く理解と共感を持たれるよう、多様な募金方法を展開します。	・共同募金事業
⑨	企業による募金百貨店プロジェクトや赤い羽根自動販売機設置等、社会貢献型の募金方法の拡充や、共同募金助成を受けたNPO法人・ボランティア団体・民間団体の活動状況の広報により、寄付活動を促す取組みを行います。	・共同募金事業 ・篤志寄付金配分金事業
⑩	ひとり一品運動などで個人や法人から食品等の寄贈を積極的に募り、寄贈された食品等は、生活困窮者等に届けるなど食のセーフティネットを構築します	・ひとり一品運動

令和7年度事業計画	所管課
・あったかスクラム事務局運営によるネットワーク構築 ・各地区あったかスクラム事業支援 ・市社協と連携し、あったかスクラムの紹介に協力する。 ・障がい者インターンシップ事業を推進します。 ・「企業と就労移行支援事業所の意見交換会」を開催し、障がい者などに対する理解促進と雇用にあたっての課題に対する支援につなげる機会にするとともに、障がい者の就労支援事業所と採用意向のある企業などのつながりの場とする。	社協地域福祉課 障がい者福祉課
・障がい理解に資する活動を積極的に行っている企業や個人を、障がい者週間にあわせ表彰する。	障がい者福祉課
・共同募金運動への協力に関して、各公民館単位で説明を積極的に行うことや個別での対応を通じて、運動に関しての理解促進に努める。 ・現行水準の募金額を維持するために、引き続き募金ボランティア他関係者の協力を得ながら、丁寧な説明をお願いで募金を呼びかけていく。 ・ガチャガチャ募金ははじめその他の募金方法についても、さまざまな機会を通じて積極的に幅広い年代へ呼びかけていく。	社協総務課
【共同募金】 ・紙媒体だけでなく、電子媒体を利用した広報活動に取り組む。 ・助成団体から寄付者へのメッセージを積極的に発信することにより、共同募金の理解促進を図る。 ・1月から3月間のテーマ募金についても継続的な取り組みを促し、様々な機会を通じて参加団体(法人)等の活動を周知する。 【篤志寄付金配分事業】 ・配分団体による篤志寄付金配分事業の広報の継続。 ・まつえ社協だより等を通じた広報の強化に加えてSNS等を通じて寄付金が循環しているところを周知する。 ・葬儀会社への訪問、事業説明、前年度の報告を引き続き行い、お客様への情報提供の協力依頼をする。	社協総務課
・一人親世帯に対する寄付品の配分 ・生活困窮者に対するフード提供 ・こども食堂への配分 ・ひとり一品運動を行い、家庭に残っている未使用、消費期限内の日用品・フードを提供してもらい必要な人へ配付する。	社協地域福祉課

第6次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画 事業一覧表

基本目標	2. 包括的な支援体制を充実させる
進めるべき方策	7. 相談支援体制の充実と多様な機関との連携強化（P26）
方策のポイント あらゆる方を対象にした相談支援体制の充実 重層的支援体制の推進	

施策		事業名
①	地域住民の身近な場所にふくしなんでも相談所を設置し、困りごとを抱えるすべての世代・全ての人を対象とした相談体制を充実していきます。	・ふくしなんでも相談所 ・多機関の協働による包括的支援体制構築事業 ・セーフティーネット会議の開催 ・包括的支援事業 ・相談支援事業 ・相談支援包括化推進会議の開催
②	妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援が行えるよう、こども家庭センターにおける相談体制の充実を図り、状況に応じて適切な子育て支援サービスにつなげます。	・利用者支援事業 ・児童虐待予防対策事業 ・子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） ・子育て世帯・ヤングケアラー等訪問支援事業
③	住み慣れた地域で、誰もが自分らしく安心して暮らすことができるよう、関係機関の連携強化を図り、地域課題の解決に向けた取組みを推進します。	・生活支援体制整備事業 ・地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み ・重層的支援体制整備事業 ・在宅医療・介護連携推進事業 ・地域ケア会議推進事業

数値目標				
施策番号	項目	R6実績値	R7目標値	R11目標値
①	ふくしなんでも相談所の設置数	47か所	55か所	72か所
②	子育て世帯訪問支援事業における訪問支援員の訪問数	356人日	672人日	864人日
③・④	多職種連携会議開催か所数	8か所	8か所（R8）	第10期介護保険事業計画で見直し
⑥	介護職員の充足率	12.8%	15%（R8）	第10期介護保険事業計画で見直し

令和7年度事業計画	所管課
・高齢者の困りごとの総合相談窓口として地域包括支援センターを活用する。 ・地域包括支援センター内に高齢者以外の方の相談窓口機能を付加し、ワンストップ窓口としての機能を充実する。 ・社協地域福祉課に相談支援包括化推進員としてコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を6名配置する。 ・CSWが地域ケア会議等の既存のネットワーク会議などに参加し、分野間の連携強化を働きかける。 ・松江市健康福祉総務課と合同事務局を設置し、連携・協働して複合的な課題のある相談を「支援会議」「重層的支援会議」につなぐ。 ・松江市セーフティネット会議を年2回開催し、医療・司法・保健・福祉・地域・就労など様々な団体で会議を構成してあらゆる地域生活課題に対応するため、社会資源や仕組みづくりを検討する。 ・重層的支援会議及び支援会議を月1回開催し、複合的な問題のある個人・世帯に対して支援プランを作成しプラン内容のチェック及び進捗管理を行う。 ・困難事例検討会を随時開催し、市社協の各課が支援するケースにおいて、処遇困難な事例について専門職から助言をもらうとともに支援内容について協議を行う。 ・相談管理システム「ゆめと」を利用したケース管理と情報共有の継続を行う。 ・多機関協働の人材養成として地域福祉コーディネーター研修に参加する。	社協地域福祉課 介護保険課 障がい者福祉課 健康福祉総務課 こども政策課
・妊産婦や乳幼児への支援から児童虐待対応まで幅広い相談に対応できるよう、保健師、保育士、管理栄養士、公認心理師、精神保健福祉士など多職種を配置し、関係機関と密に連携を図りながら適切な支援を行うことで、児童虐待の未然防止を図る。 ・こども・子育てに関する支援事業や相談窓口等について、SNSをはじめ、妊娠届時や乳幼児健診時など多くの機会をとらえて丁寧に周知する。	こども家庭支援課
・日常生活圏域に配置している生活支援コーディネーターが、地域の関係者と協力・連携し、ネットワークを構築し、地域のニーズとサービスのマッチングに取り組む。 ・地域課題の解決に向けた多職種連携により地域ケア会議を充実させる。 ・利用者自らが医療機関や介護事業所などを適切に選択できるよう、地域の社会資源や施設の医療対応状況等調査を引き続き実施し、市民及び医療・介護関係者のニーズに沿った情報提供を行う。 ・松江市健康福祉総務課と合同事務局を設置し、連携・協働して複合的な課題のある相談を「支援会議」「重層的支援会議」につなぐ。 ・CSWが地域ケア会議等の既存のネットワーク会議などに参加し、分野間の連携強化を働きかける。 ・松江市セーフティネット会議を年2回開催し、医療・司法・保健・福祉・地域・就労など様々な団体で会議を構成してあらゆる地域生活課題に対応するため、社会資源や仕組みづくりを検討する。 ・重層的支援会議及び支援会議を月1回開催し、複合的な問題のある個人+世帯に対して支援プランを作成しプラン内容のチェック及び進捗管理を行う。	介護保険課 社協地域福祉課

施策		事業名
④	高齢者や家族が希望する生活を継続できるよう、医療・介護関係者の連携強化を図ります。	・在宅医療・介護連携推進事業
⑤	多機関との協働により困りごとを抱えるあらゆる対象者に対応するため、研修会等の開催を通じて各分野で働く専門職員の知識やスキルの向上を図ります	・包括的支援事業
⑥	医療・看護・介護人材の確保・育成支援を行います。	・松江市医師会立松江看護高等専修学校運営費補助事業 ・看護師等福祉人材育成事業費 ・介護人材確保対策事業

令和7年度事業計画	所管課
・在宅医療と介護の連携に関する研修の充実、入退院連携ガイドラインや情報共有ツールの改訂等に取り組む。 ・松江市医師会配置の医療連携推進コーディネーターと連携し、「在宅医療・介護あんしんガイド」等の啓発媒体を利用し周知を行い、多職種・他機関間の情報共有・連携を支援する。 ・各日常生活圏域、地域ごとに、地域住民と地域の医療・介護関係者が連携し、地域特性・社会資源等を踏まえた地域課題の共有や解決に向けた具体的な取り組みが進むよう多職種連携会議が活性化するように支援する。 ・医療連携推進コーディネーターとともに、医療・介護の関係機関と連携を図り、在宅医療と介護連携の課題を共有し、解決に向けた対応策の検討を行い取組みを進める。 ・人生の最終段階に関する医療やケアに関するACPや看取りについて、終活支援ノート等を活用した市民講座、動画作成等を行い、普及啓発を図る。	社協地域包括ケア 推進課 介護保険課
・高齢者の困りごとの総合相談窓口として地域包括支援センターを活用する。 ・地域包括支援センター内に高齢者以外の方の相談窓口機能を付加し、ワンストップ窓口としての機能を充実させる。 ・包括公開講座や事例検討会など必要な研修を開催し専門職の質の向上を図る。 ・ホームページや居宅居宅介護支援事業所等一斉メール等を活用して研修会開催情報を提供し参加を促す。	介護保険課 社協地域包括ケア 推進課
・介護施設や教育機関等で構成する「松江市介護人材確保検討会議」を開催する。 ・介護の仕事の魅力について情報発信するイベント「ふくしたのしくなるひ」を開催する。 ・中学生向け「介護の出前授業」の実施 ・事業所向けセミナー（外国人材の確保等）の開催	介護保険課 健康福祉総務課 保健衛生課

第6次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画 事業一覧表

基本目標	2. 包括的な支援体制を充実させる
進めるべき方策	8. 地域づくりに向けた支援体制の充実（P27）
方策のポイント 地域のニーズと社会資源のマッチング支援 地域づくりにおける専門職同士の連携強化	

施策		事業名
①	一人ひとりの困りごとに寄り添いながら、必要な社会資源とのマッチングを行うとともに、既存の社会資源では対応できない課題に対しては、新たな社会資源の掘りおこしに取り組みます。	・ 重層的支援体制整備事業（参加支援）
②	地域の社会資源のリスト化をすすめるとともに、ホームページやSNS による情報発信を行います。	・ 生活支援体制整備事業
③	地域住民と医療・介護・福祉関係者が地域課題について情報交換を行い、地域における見守りや助け合いを促進するための連携体制を構築します。	・ 生活支援体制整備事業
④	世代や属性を問わない居場所づくりなど、多様な地域活動が生まれやすい環境を整えます。	・ 重層的支援体制整備事業（地域づくり）
⑤	地域福祉ステーション・地域包括支援センターに設置する相談窓口において、CSW、社会福祉士等専門職などが相談を受け止め、関係機関が連携し対応します。	・ 重層的支援体制整備事業（多機関協働）

数値目標				
施策番号	項目	R6実績値	R7目標値	R11目標値
①・④・⑤	相談調整会議の開催	12回	12回	12回
③	地域ケア会議（地域課題検討会）開催日数	14回	14回（R8）	第10期介護保険事業計画で見直し

令和7年度事業計画	所管課
・「ふくしなんでも相談所」の取組みを活かし、ひきこもり支援事業として、相談窓口の設置、情報発信、アウトリーチを通じた継続的な支援、居場所づくり、家族への支援、ネットワークづくりに取り組む。 ・居場所についてはオーダーメイドの居場所活動の創出を考える。また、社会福祉法人連絡会のネットワークを通じて、各法人、事業所の特性を活かした参加支援の場づくりも行う。 ・くらし相談支援センターの生活困窮者支援に対して就労支援事業などと連携して一体的に実施する。	社協地域福祉課
・協議体に関する研修、活動報告「地域活動合同研修会」を開催し、地区社協、福祉推進員、民生児童委員との地域での連携を考える研修会を開催する。 ・地域活動を紹介する動画を作成し、社協HPなどでの広報を行う。	社協地域福祉課
・地域課題の解決のため、より地域に近い地域包括支援センター内に生活支援コーディネーターを配置し、地域住民による課題解決の支援や全市共通の課題抽出を行う。 ・第2層協議体の開催を通じ、地域の生活課題の共有を図り、その解決のための具体的な取組の検討及び実践を図る。また広域的な課題、政策的課題をまとめ、社会福祉審議会 高齢者専門分科会にて報告する。（第1層コーディネーター）	社協地域福祉課 介護保険課
・各地区社会福祉協議会、福祉推進員、民生児童委員とのネットワーク ・福祉推進員全体研修を開催し、市内の福祉推進員への見守り研修を行い、各地域福祉ステーションとの連携を図る。 ・地域住民や多機関での協働をすすめることを目的に地域福祉推進フォーラムを開催する。	社協地域福祉課
・ふくしなんでも相談窓口における協力法人や市内提携薬局と連携を図り、職員や協力法人、提携薬局を対象にしたスキルアップのための研修会を開催する。 ・福祉推進員全体研修を開催し、市内の福祉推進員への見守り研修を行い、各地域福祉ステーションとの連携を図る。 ・地域住民や多機関での協働をすすめることを目的に地域福祉推進フォーラムを開催する。 ・CSWと協力して、地域とともに地域課題の解決に取り組む。	社協地域福祉課 地域包括ケア推進課

第6次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画 事業一覧表

基本目標	2. 包括的な支援体制を充実させる
進めるべき方策	9. 制度の狭間にある生活課題への対応（P28）
方策のポイント 孤独・孤立防止、身寄りのない人への支援 複雑化・複合化する生活課題への多機関の連携による対応	

施策		事業名
①	複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、福祉・医療・住宅・司法・教育等多機関のネットワークにより、包括的に支援する取組みを進めます。	・重層的支援体制整備事業（多機関協働事業） ・セーフティネット会議
②	ふくしなんでも相談所や地域ケア会議などで対応した事案を通じて、新しい生活課題の把握に努めます。	・地域ケア会議 ・第2層協議体
③	民生委員・児童委員、福祉推進員をはじめとした地域の方々や新聞配達などの民間事業者による見守り活動を連携して取り組むことにより、孤独・孤立の防止や身寄りのない人への早期支援へとつなげます。	・民生委員・児童委員、福祉推進員等による地域の見守り活動 ・新聞配達による要配慮者の見守り活動事業 ・なごやか寄り合い活動支援事業（再掲4-①） ・見守りネットワーク事業
④	「松江市身寄りがない人への支援ガイドライン」の活用や当事者の方の集い、市民向けの研修会を開催し、身寄りがいない方の課題の把握や解決に向けた検討を行います。	身寄り問題プロジェクト 新たなつながりプロジェクト
⑤	ひきこもりなど孤独・孤立の状態にある方やその家族に対し、直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築やつながりづくりを行い、必要な支援を行います。	・重層的支援体制整備事業
⑥	制度の狭間の課題に対応するため、オーダーメイドの支援プランを作成し、重層的支援会議において支援の方向性を整理することにより、課題解決へとつなげます。	・重層的支援会議

数値目標				
施策番号	項目	R6実績値	R7目標値	R11目標値
①・②・⑤	福祉なんでも相談所	47か所	55か所	72か所
③	なごやか寄り合い参加者数	6,844人	10,500人	11,000人
③	見守りネットワーク協力事業者数	368事業者	330事業者（R8）	第10期介護保険事業計画で見直し

再掲 7-1

再掲 4-1

再掲 6-5

令和7年度事業計画	所管課
松江市セーフティネット会議の設置 ・あらゆる生活課題に対応するため、福祉、医療、住宅、司法、教育など、多機関のネットワークを構築する松江市セーフティネット会議を年1回開催し、住民の生活課題の解決に関係機関が連携し、包括的に対応する取り組みを推進する。 ・松江市セーフティネット会議年2回の開催。医療・司法・保健・福祉・地域・就労など様々な団体で会議を構成してあらゆる地域生活課題に対応するため、社会資源や仕組みづくりを検討する。 ・重層的支援会議及び支援会議の開催（月1回）複合的な問題のある個人+世帯に対して支援プランを作成しプラン内容のチェック及び進捗管理を行う。 ・困難事例検討会を随時開催し、市社協の各課が支援するケースにおいて、処遇困難な事例について専門職から助言をもらうとともに支援内容について協議を行う。 ・相談管理システム「ゆめと」を利用してのケース管理と情報共有の継続を行う。 ・多機関協働の人材養成として地域福祉コーディネーター研修に参加。	社協地域福祉課 健康福祉総務課
・第2層協議体の開催を通じ、地域の生活課題の共有を図り、その解決のための具体的な取組の検討及び実践を図る。 ・広域的な課題、政策的課題をまとめ、社会福祉審議会、高齢者専門分科会にて報告する。（第1層コーディネーター） ・SNSも活用し、幅広い世代に対してふくしなんでも相談所の周知を図る。 ・気軽に相談できるように出張福祉なんでも相談所を解説する。	社協地域福祉課 社協地域包括ケア推進課
・民生委員・児童委員、福祉推進員等を含む地域の関係機関との連携による独居高齢者等に対する日頃の見守り活動等を行う。 ・新聞販売所等から異変通報があった場合に、対象者の安否確認・状況把握を行う。 ・第2層協議体の開催を通じ、地域の生活課題の共有を図り、その解決のための具体的な取組の検討及び実践を図る。 ・「地域活動合同研修会」を開催し、地区社協、福祉推進員、民生児童委員との地域での連携を考える研修会を開催する。	健康福祉総務課 介護保険課 社協
・身寄りがいない方の支援についての市民向け講演会の開催、当事者同士のつながりの場づくりを行う。 ・「支援に関わる機関のための松江市身寄りがいない人へのガイドライン」（令和4年4月）について、具体的な支援課題や方策の整理、検討を行う。	社協地域包括ケア推進課
・複雑化・複合化したニーズを抱えている方や支援につなぐににくい方の元へ出向き、面談を行うなどして適切な支援を届ける。 ・本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、つながりづくりに力点を置いた支援を行う。 ・地域福祉課に1名のアウトリーチ専門員を配置。コミュニティソーシャルワーカー(CSW)や地域包括支援センター、くらし相談支援センターの相談員と随時連携しながら取組みをすすめる。 ・支援会議を実施し、関係機関や支援者らと本人にたどり着くために様々な手段を検討し、アウトリーチを実施する。	社協
・どのような支援が必要かを把握し、地域の見守りや適切なサービス、機関又は制度の利用につなげるために、継続的・専門的な視点に基づく相談支援や地域の関係者とのネットワーク構築、地域の実態把握等を行う。 ・社会的孤立となっている方など制度の狭間にある方の参加支援として参加支援ガイドブックの更新や個別のニーズ把握を行う。 ・周囲との関りを拒絶したり、支援を拒む方に対してアウトリーチを行う。 ・重層的支援会議及び支援会議を月1回開催し、複合的な問題のある個人+世帯に対して支援プランを作成しプラン内容のチェック及び進捗管理を行う。	社協地域福祉課 健康福祉総務課

第6次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画 事業一覧表

基本目標	3. 福祉サービスが利用しやすい環境整備を行う
進めるべき方策	10. 権利擁護の取組みの充実（P30）
方策のポイント 地域連携ネットワークの機能強化 成年後見制度の認知度向上と制度の利用促進	

施策		事業名
①	児童虐待・障がい者虐待・高齢者虐待に関する正しい知識の普及に取り組み、地域住民や事業所等による見守り活動により、虐待の早期発見、早期支援につなげます。	・児童虐待予防対策事業 ・高齢者虐待予防対策事業 ・障害者虐待防止対策支援事業
②	虐待を受けた本人及び養護者の支援を行います。	・高齢者虐待予防対策事業 ・障害者虐待防止対策支援事業
③	日常生活自立支援事業の活用により、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等、日常生活を支援していきます。	・日常生活自立支援事業
④	権利擁護支援チームづくりを進めるとともに、専門職団体・関係機関・地域組織等で構成される地域連携ネットワークを強化します。	・権利擁護部会 (地域連携ネットワーク・松江市権利擁護推進センター運営協議会)
⑤	地域連携ネットワークの中核機関として松江市権利擁護推進センターの円滑な運営を行い、引き続き4つの機能（広報、相談、利用促進、後見人支援）を充実させていきます。	・中核機関運営
⑥	権利擁護への理解を深めるための広報活動や講座実施、後見人等に対する報酬助成などにより成年後見制度の利用を促進します。	・中核機関運営 ・成年後見制度利用支援事業
⑦	制度の担い手確保に加え、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点から、市民後見人等を養成します。	・松江市市民後見人等養成事業 ・社会貢献型成年後見人養成事業

数値目標				
施策番号	項目	R6実績値	R7目標値	R11目標値
①	出前講座参加人数（手話、差別解消）	1,104人	800人	800人
①	高齢者虐待防止研修会参加事業所数	73か所	100か所（R8）	第10期介護保険事業計画で見直し
①	子育て世帯訪問支援事業における訪問支援員の訪問数	356人日	672人日	864人日
③	日常生活自立支援事業活動者数	36人	40人	50人
⑥	成年後見制度利用者数	579人	600人	640人
⑦	市民後見人等候補者バンク登録者数	28人	29人	40人

再掲 7-2

令和7年度事業計画	所管課
・関係機関の職員を対象とした児童虐待防止セミナーや出前講座、啓発活動に取組むほか、関係機関と連携して要保護児童等の見守りや支援を行い、児童虐待の予防を図る。 ・出前講座等を実施し、地域や事業所等に対して、障がい者虐待防止について啓発を行う。 ・障がい者虐待の通報や届出、相談を受けて、事実確認や安全確認を行い関係機関とともに支援を行う。 ・対応職員が、多様な相談内容に応じ適切な支援を迅速に行えるよう、研修会や事例検討会等を実施し、質的向上を図る。 ・高齢者虐待の予防、また早期発見・早期支援につなげるため、現状や防止策、相談窓口等について、市民及び関係機関へ周知を行う。	こども家庭支援課 家庭相談課 介護保険課 障がい者福祉課
・虐待を受けた本人の保護及び自立への支援を行う。 ・養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な支援を行う。 ・高齢者虐待再発防止のため、養護者の置かれた状況を確認し、適切な介護サービス利用を促進する等、養護者の負担軽減を図る。 ・松江市障がい者基幹相談支援センター絆、相談支援事業所において、障がい者や家族からの相談に応じながら、虐待の早期発見、防止を図る。	家庭相談課 介護保険課 障がい者福祉課
・利用者の関係機関と密に連携し、適切な制度利用ができるよう実態の把握に努める。 ・市民を対象とした講演会や市民後見人等養成講座に協力し、権利擁護の理解を深める取り組みを行い、人材育成を図る。 ・日常生活自立支援事業を含めた権利擁護支援について、引き続き情報提供や啓発を行う。	社協生活支援課
・権利擁護部会の開催を通して、地域連携ネットワークの構築、強化を図る。	健康福祉総務課
・権利擁護部会の開催を通して、地域連携ネットワークの構築、強化を図る。	健康福祉総務課
・制度の内容や権利擁護推進センターの業務や取り組みについて、広く市民、関係者に周知を図れるよう引き続き広報活動に取り組む。	健康福祉総務課
・市民後見人等養成講座の開催、受任者調整会議での市民後見人等の検討を図り、担い手育成に注力する。	健康福祉総務課

第6次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画 事業一覧表

基本目標	3. 福祉サービスが利用しやすい環境整備を行う
進めるべき方策	1 1. こども・若者が幸せに暮らすための支援（P32）
方策のポイント こどもまんなか松江プラン（松江市こども計画）に基づく各種事業	

施策		事業名
①	母子保健と児童福祉を一体的に運営することも家庭センターの機能を活かし、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行います。	・子育てAIコンシェルジュ事業 ・子育て情報発信強化事業 ・子育ての日イベント事業 ・病児保育事業 ・医療的ケア児支援事業 ・利用者支援事業 ・多胎児養育家庭サポート事業 ・妊婦・産婦健康診査 ・ブレババ・ブレママ教室 ・産後ケア事業 ・多胎妊婦健康診査費用助成事業 ・ファミリーサポートセンター事業 ・児童虐待予防対策事業
②	各地域において多様なニーズに対応した子育て支援を実施し、安心して子育てや仕事に取り組むことができる環境をつくれます。	・子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） ・子育て世帯・ヤングケアラー等訪問支援事業
③	こどもの貧困の解消や児童虐待防止、ヤングケアラーへの支援を行います。	・児童虐待予防対策事業 ・児童支援体制強化事業（ヤングケアラーコーディネーターの配置）
④	障がいのあるこどもや外国人のこども、疾病や難病を抱える子など個別のニーズに応じてきめ細かい支援を行います。	・松江市多文化共生推進プラン
⑤	こども・若者の社会参画や意見表明の機会を充実させます。	・こども・若者の意見聴取（ウェブアンケート・出前授業） ・児童福祉専門分科会こども部会
⑥	多様な遊びや体験ができる機会、居場所の充実に努め、こども・若者が活躍できる社会づくりに取り組みます。	・子育ての日イベント事業
⑦	男性の家事育児参画への理解促進を図ります。	・ワーク・ライフ・バランス(WLB)推進事業

数値目標				
施策番号	項目	R6実績値	R7目標値	R11目標値
①	子育て支援策の満足割合（子ども1人以上・40代まで）【市民アンケート】	62.0%	80.0%	80.0%
②	子育てホームサポーターの数【累計】	70人	89人	100人
③	要保護児童人数【4月～3月】	537人	339人	305人
⑦	男性の育休取得率【10月～9月・松江市で出生した子の父親】	46.4%	50.0%	78.0%

令和7年度事業計画	所管課
・ こども家庭センターの機能を活かし、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う。 子育てAIコンシェルジュ事業、子育て情報発信強化事業 ・ LINE での相談・情報配信機能により子育て支援策の浸透を図る。 子育てのイベント事業 ・ 企業等と連携したキャンペーンの実施 ・ 親子で参加できるイベントの開催 病児保育事業 ・ 利便性の向上を目的に、システム導入後も引き続きサービスや機能を追加、改良する。 ・ 周知啓発を行う。 産後ケア事業 ・ 母親のリラックスを重視した温泉型産後ケアを通年実施するとともに、母親同士の交流ができる集団型産後ケアを開始する。 ・ こどもとの関わり方に悩む保護者等を対象に、講義やグループワーク等を行う「親子関係形成支援事業」を開始する。	こども政策課 保育所幼稚園課 こども家庭支援課 人権男女共同参画課
・ 一時的にこどもを預かる「子育て短期支援事業」において、生後すぐから4か月までの乳児を助産師宅や助産院で預かる「Babyショートステイ」、短期間、親子で母子生活支援施設に入所できる「親子ショートステイ」を開始する。 ・ 子育てに負担を抱える家庭等に訪問支援員を派遣し、子育てに関する悩みを傾聴しながら家事・育児支援を行うことにより、虐待リスクの高まりを防ぐ。	こども政策課 こども家庭支援課 人権男女共同参画課
・ ヤングケアラーコーディネーターを配置し、相談対応や実態調査により把握したヤングケアラー等の課題がある家庭について、見守りや子育て支援サービスの導入により、児童虐待の未然防止を図る。	こども政策課 こども家庭支援課
・ 「松江市障がい者基幹相談支援センター絆」を中核として、相談支援事業所と連携しながら、障がい者やその家族からの相談に対応し、個別のニーズに応じた支援を行う。 ・ 外国人住民が困ったときに、気軽に相談できるよう多言語ワンストップ窓口として、国際観光課に外国人相談窓口を設置するとともに、SNSによる相談受付等を行う。 ・ 個々のニーズに応じて、地域の子育てに関わるスタッフや関係機関と連携しながら支援を行う。 ・ 引き続き、母子健康手帳や乳幼児健診問診票、各種通知文等の外国語版を作成し、外国人の親子に必要な情報を提供する。	こども政策課 こども家庭支援課 障がい者福祉課 健康推進課 国際観光課
・ ウェブアンケートおよび出前授業を実施する。 ・ 児童福祉専門分科会こども部会の設置に向けた検討を進める。	こども政策課
・ 全天候型の遊び場を含め、親子の遊び場拡充の検討を進める。 ・ こどもの居場所づくりを行う団体に対し情報提供を行える体制構築を進める。 ・ 企業等と連携したキャンペーンを実施する ・ 親子で参加できるイベントを開催する	こども政策課
・ 男性の家事・育児参画を後押しすることで女性が率先して社会活動することができる環境づくりに取り組む。 ・ 男性の家事育児参画を促進するため、意識醸成を促すセミナー、食事の準備、かたづけの実践セミナー等を実施する。	人権男女共同参画課

第6次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画 事業一覧表

基本目標	3. 福祉サービスが利用しやすい環境整備を行う
進めるべき方策	1 2. 障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現（P34）
方策のポイント 松江市障がい者基本計画、松江市障がい福祉計画・松江市障がい児福祉計画に基づく各種事業	

施策		事業名
①	地域で暮らす障がい者やその家族からの暮らしに関する一般的な相談に対応し、支援を行います。	・相談支援事業
②	障がいサービスや制度についての情報提供の充実を図ります。	・相談支援事業
③	障がい理解に資する出前講座やあいサポーター研修の実施などを通じ、障がいに対する相互理解と合理的配慮の取組みを促進します。	・障がい差別のない共生社会推進事業
④	教育・保健・福祉・医療等との連携を図り、障がい等によるこどもたちの生活や学習上の困難さに早期に気づき、早期に本人支援、家族支援を行います。	・発達・教育相談支援センター運営費 ・医療的ケア児支援事業費 ・早期発達・教育支援事業費
⑤	障がいを持ちながら地域で支え合いの生活が継続できるよう、地域の居場所、つながりづくり、余暇活動など地域の一員としての活動を支援します。	・あったかスクラム事業
⑥	障がいのある人の文化・芸術への参加を支援します。	・障がい差別のない共生社会推進事業

数値目標				
施策番号	項目	R6実績値	R7目標値	R11目標値
①・②・④	基幹相談支援センター絆の地域の相談機関との連携回数	1回	4回	次期計画改定時に見直し
①・②・④	基幹相談支援センター絆における指導助言件数	45件	32件	次期計画改定時に見直し

令和7年度事業計画	所管課
・「松江市障がい者基幹相談支援センター絆」を中核として、相談支援事業所と連携しながら、障がい者やその家族からの一般的な相談に対応し支援する。	障がい者福祉課
・障がいのサービスや制度について、ライフステージや目的に沿って、分かりやすく情報提供する。	障がい者福祉課
・市職員があいサポートメッセージを務めながら、障がい理解に係る出前講座を実施し、あいサポーターの拡充を推進する。 ・あいサポート運動の推進、あいサポーター研修の実施において、あいサポートメッセージの派遣を行うなど、あいサポーターの育成及びあいサポート運動の推進に取り組む。	障がい者福祉課 社協地域福祉課
・「松江市障がい者基幹相談支援センター絆」を中核として、相談支援事業所と連携しながら、障がい者やその家族からの相談に対応し、個別のニーズに応じた支援を行う。 ・こども家庭センターと連携し、5歳児健康診査実施児の健診後の状況把握と相談支援状況を調査し、切れ目のない相談支援体制を整える。 ・医療的ケア児に切れ目ない医療的ケアを提供するために、実態を継続的に共有し、環境を整えるなど、所属所、学校をサポートする。 ・「にここ教室」と幼児施設の「特別支援幼児教室」での対象児のニーズに応じた療育の充実を図る。	障がい者福祉課 発達・教育相談支援センター
・あったかスクラム事務局運営によるネットワーク構築 ・各地区あったかスクラム事業支援 ・視覚障害者協会、相談支援事業者等関係機関に情報共有を行い支援を行う。	社協地域福祉課 障がい者福祉課
・障がいのある人の作品の制作意欲を高め、障がい理解を広げていくために、「障害者週間」等において作品展示を行う。	障がい者福祉課

第6次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画 事業一覧表

基本目標	3. 福祉サービスが利用しやすい環境整備を行う
進めるべき方策	1 3. 高齢者が自分らしく生活するための支援、すべての世代の健康づくりの推進 (P35)
方策のポイント 松江市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、健康まつえ22基本計画に基づく各種事業	

施策		事業名
①	高齢者の社会参加の促進や介護予防の取組みを推進します。	・通所型サービスB ・訪問型サービスB
②	認知症の早期相談・早期対応への取組みを推進するとともに、認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりを進めます。	・認知症地域支援・ケア向上事業 ・認知症初期集中支援事業
③	若年認知症の方を含む認知症の方やその家族が相談・交流できる「認知症カフェ」など、通いの場の設置を推進します。	・認知症高齢者見守り事業
④	自分らしく豊かな人生を送るため、自らが望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い、共有するアドバンス・ケア・プランニング（ACP）の普及啓発を推進します。	・在宅医療・介護連携推進事業
⑤	健康まつえ21 推進隊やヘルスボランティア等の団体や公民館と協働しながら、健康づくりをサポートする人材の育成と地域での住民主体の健康づくり活動を推進します。	・健康なまちづくり支援事業 ・自然に健康になれるまち推進事業 ・たばこ対策推進事業
⑥	市民が受診しやすい健診・がん検診の体制づくりを進めるとともに、地域、関係機関と連携し、健診やがん検診を受ける必要性の周知・啓発を行い、受診率を向上させる取組みを推進します。	・がん検診事業 ・松江市国民健康保険特定健康診査等事業 ・AYA世代へのがん対策事業 ・歯と口腔の健康づくり事業 ・妊婦・パートナー歯科健康診査事業
⑦	美味しく楽しく減塩や野菜摂取を実践するライフスタイルの情報発信や、地域活動等での共食の機会を増やし健康的な食習慣を推進します。	・健康なまちづくり支援事業

数値目標				
施策番号	項目	R6実績値	R7目標値	R11目標値
①	からだ元気塾の参加者数【4月～3月】	985人	1,150人	1,200人
①	通所型サービスBの実施会場数	29か所	60か所（R8）	第10期介護保険事業計画で見直し
②・③	認知症カフェ数（会場数）	9か所	10か所（R8）	第10期介護保険事業計画で見直し
⑥	国保特定検診受診率	46.8%	51.0%	60.0%

再掲 4-1

令和7年度事業計画	所管課
・住民主体型サービスについて広報活動を行い、補助制度の周知を行うことで、元気高齢者が社会参加できる場を増やす。	介護保険課
・認知症の初期症状に早期に気づき対処するため、「認知症ガイドブック」「認知症に早く気づくためのチェックリスト」などの周知啓発ツールを活用し、市民へ情報発信する。 ・認知症の初期症状がある方に対応するため、専門職による初期集中支援チームの介入を推進する。	介護保険課
・認知症の方やその家族が、安心して集える場所である「認知症カフェ」の設置について、企業・事業所などに設置の働きかけを行う。	介護保険課
・急変時にも本人の意思が尊重された対応が行われるよう、医療・介護・救急（消防）で連携し、「救急車利用チェックシート」の周知を行う。 ・自らが希望する医療やケアを受けるために、様々な媒体を活用した周知や市民公開講座や出前講座等の開催など、関係機関と共にACPの普及啓発に取り組む。	介護保険課
・健康まつえ21推進隊、ヘルスボランティア協議会加入団体及び公民館と協働し、地域での健康づくり活動の支援を継続して行う。	健康推進課
・複数のがん検診を同時に受診できるセット検診や土曜日・日曜日に受診できる集団検診（健診）を実施する。 ・「健康まつえ応援団登録事業所」や「包括連携協定締結企業」、「健康まつえ21推進隊」等と連携し、職域や地域での啓発に取り組む。 ・AYA世代の女性に対し、子宮がんに関する啓発や子宮頸がん検診受診費用の軽減を実施する。 ・40・50・60歳、健康まつえ応援団登録事業所職員、妊婦とそのパートナーを対象に、無料の歯科健診を実施する。 ・松江市医師会との共同チラシを作成し、健診実施医療機関からの受診勧奨の協力依頼に加え、特定健診未受診者への通知、保健師による訪問等で受診勧奨を実施する。	健康推進課
・食生活改善推進員を中心とし、地域での減塩・野菜摂取・バランス御膳を中心とした食啓発を健康まつえ21推進隊や公民館と協働しながら実施する。 ・食生活改善推進員の活動支援を地区担当保健師が行う。 ・健康まつえ21推進隊等の研修や地域活動で、健康に配慮した弁当を教材にした「学べる弁当プロジェクト」の活用を勧めていく。	健康推進課

施策		事業名
⑧	乳幼児期からの歯科保健の充実など歯・口腔の健康づくりを推進します。	・就学前フッ化物洗口事業 ・乳幼児健康相談・教育事業費
⑨	学校給食における食育の取組みを進めます。	・学校における食育の推進事業

令和7年度事業計画	所管課
・ 幼児期から就学前のフッ化物利用について検討し、う歯予防対策の体系化を図るため、公立幼稚(保)園、保育所で実施している。 ・ 歯・口腔の健康づくりについて、ライフステージに応じた正しい知識の周知・啓発の実施 ・ 引き続き、公民館等で行う乳幼児健康相談や幼児教室、乳幼児健診等において、歯や口腔ケアの大切さについて周知啓発を図る。	こども政策課 こども家庭支援課 健康推進課
・ 学校給食用の契約栽培野菜が円滑に納入できるよう関係者間で連絡調整を行う。 ・ 栄養教諭・学校栄養士が生産者の圃場に出かけ、圃場視察、規格や納入についての意見交換を行う。 ・ 野菜以外の地元のしじみ、あご野焼き、板わかめなどの地場産物についても利用を促進する。 ・ 1品運動についてもより多くの児童が体験できるよう対象校の拡大、指導者の掘り起こし等を進める。	学校給食課

第6次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画 事業一覧表

基本目標	3. 福祉サービスが利用しやすい環境整備を行う
進めるべき方策	1 4. 効果的な情報提供・情報共有化の推進（P37）
方策のポイント だれでも必要な情報を取得できる環境の構築 アウトリーチ事業などによる情報未取得者への対応	

施策		事業名
①	各種福祉サービスや制度のほか、ボランティアや地域活動など必要な情報をだれでも取得できる環境の構築を推進します。	・各種福祉サービス事業
②	テレビやインターネットはもとより、SNS やデジタルサイネージなどを積極的に活用し、効果的な情報発信を行います。	・子育てAIコンシェルジュ事業 ・子育て情報発信強化事業 ・障がい差別のない共生社会推進事業
③	市報の点字版および音声版の発行、手話通訳者等や失語症者向け意思疎通支援者等の養成と派遣を行います。	・手話奉仕員養成事業 ・手話奉仕員等派遣事業 ・手話通訳設置事業 ・手話通訳者等養成派遣事業 ・点字広報発行事業 ・失語症者向け意思疎通支援事業
④	高齢者にやさしいお店（弁当や薬、日用品等を配達できるお店など）や医療機関、関係機関等の情報を市社協ホームページで提供します。	・社会資源調査と情報開示 ・高齢者お役立ち情報
⑤	関係機関が連携し、制度やサービスにつながりにくい方との面談等を通して、ニーズキャッチや情報提供を行います。	・アウトリーチ

数値目標				
施策番号	項目	R6実績値	R7目標値	R11目標値
①・②	子育て支援策の満足割合（子ども1人以上・40代まで）【市民アンケート】	0.62	80.0%	80.0%
①・④	社会資源情報閲覧件数（高齢者お役たち情報）	累計閲覧件数 22,019件	累計閲覧件数 24,800件	累計閲覧件数 36,000件
③	失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業登録者数	14人	24人	次期計画改定時 に見直し

再掲 11-1

令和7年度事業計画	所管課
・各種福祉サービスや制度のほか、ボランティアや地域活動などの情報を、市報、ホームページ、SNSなどを活用しながら情報発信する。 ・ホームページ、SNS、広報誌「つなぐ」などを通じて、広報・啓発を行う。 - 松江市ボランティアセンターだより「つなぐ」年3回発行 - 社協だより、社協HP、社協instagram、Facebookを利用した情報発信（随時） - 趣味、特技を活かしたボランティア紹介冊子による情報提供 - 福祉に関するボランティア情報のメール配信（随時） - ボランティアセンター公式LINEによるボランティア情報の提供（随時） - ボランティア登録者への郵送及びメールによる情報提供（随時） - 民間助成金情報の提供（随時） - ボランティアセンター活動をパンフレットでPR（随時） ・地域活動を紹介する動画を作成し、社協HPなどでの広報を行う。	健康福祉総務課 障がい者福祉課 介護保険課 健康推進課 こども政策課 社協 ボランティアセンタ
・障がい者福祉の制度、イベントなどの情報を、市報、ホームページ、SNSなどを活用しながら情報発信する。 ・社協だより・刊行物等の発行 ・ホームページリニューアル及びFacebook、instagram、YouTube等の電子媒体等の管理運営 ・メールニュースの定期配信 ・県内社協活動情報サイト（しまそこ）への情報提供 ・デジタルサイネージによる広報 ・広報委員会の定期開催 ・法人の情公開の推進	健康福祉総務課 障がい者福祉課 介護保険課 健康推進課 こども政策課 社協
・市報の点字版、音声版を製作し、希望する視覚障がい者に配布する。 ・手話通訳者及び奉仕員、要約筆記者、失語症者向け意思疎通支援者を養成し、聴覚障がい者、失語症者等のコミュニケーションを支援する。	障がい者福祉課
・社協ホームページのアクセシビリティ対応し、お役立ち情報の掲載情報の充実を図る。	社協地域包括ケア推進課
・複雑化・複合化したニーズを抱えている方や支援につながりにくい方の元へ出向き、面談を行うなどして適切な支援を届ける。 ・本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、つながりづくりに力点を置いた支援を行う。 ・地域福祉課に1名のアウトリーチ専門員を配置。コミュニティソーシャルワーカー(CSW)や地域包括支援センター、くらし相談支援センターの相談員と随時連携しながら取組みをすすめる。	社協

第6次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画 事業一覧表

基本目標	4. 生活課題の解決に向けた取組みを推進する
進めるべき方策	1 5. 生活困窮者等への生活支援の充実 (P39)
方策のポイント 新型コロナを契機に顕在化した生活困窮者層の早期把握、支援の推進 生活困窮者の相談から解決まで包括的な支援体制の確立	

施策		事業名
①	くらし相談支援センターの相談しやすい体制づくりに努めるとともに、機能、役割について一層の周知を図り、生活困窮者の早期把握を行います。	・ 松江市生活困窮者自立支援事業
②	くらし相談支援センターを中心に関係機関と連携しながら、生活困窮者の相談から解決まで包括的な支援を図ります。	・ 松江市生活困窮者自立支援事業
③	生活困窮状態にあり、自ら相談につなぐににくい世帯へ積極的にアウトリーチ支援を行います。	・ 松江市生活困窮者自立支援事業
④	生活困窮世帯や困難を抱える青少年の情報、課題等を共有し、関係機関等と連携を図りながら切れ目のない相談支援を行います。	・ 松江市生活困窮者自立支援事業 ・ 重層的支援体制整備事業（多機関協働事業）
⑤	住居の確保や就労の支援、緊急的な資金の貸付、家計支援など相談内容に応じたプランを作成し、制度の活用により生活困窮者の自立支援を行います。	・ 松江市生活困窮者自立支援事業 ・ 就労準備支援事業
⑥	住まいに課題を抱える生活困窮者への相談対応の充実を図るため、関係機関との連携を強化していきます。	・ 松江市生活困窮者自立支援事業
⑦	ひきこもりに対する公認心理師による専門相談や、正しい知識の普及を図るための広報・出前講座を実施します。	・ ひきこもり対策推進事業
⑧	困難を抱える青少年や家族などから相談を受け、一人ひとりの状況に応じた支援により、社会的自立を促します。	・ 松江市青少年支援センター運営業務
⑨	ひとり親世帯の支援を充実させていきます。	・ 母子家庭等対策総合支援事業
⑩	生活困窮世帯の中学2年生、3年生への学習支援を行い、高校進学率を高め、将来の自立促進を支援します。	・ 松江市生活困窮世帯学習支援事業

数値目標				
施策番号	項目	R6実績値	R7目標値	R11目標値
①・②・③・④	自立支援機関新規相談件数	552件	500件	長期的目標なし
④	協力事業者開拓	64事業所	67事業所	80事業所
⑤	職場体験実施人数	10人	12人	20人
⑩	松江市全体の要保護・準要保護生徒の進学率	97.5%	98.8%	99.0%

令和7年度事業計画	所管課
・関係団体、機関及び協力事業所に対し生活困窮者自立支援制度の周知を図るとともに、そのネットワークの活用やアウトリーチの推進などにより、生活困窮者を早期に発見し、支援につなげる。 ・くらし相談支援センターの機能・役割について、広報物やSNSの活用など情報発信について工夫を行い一層の周知を図り、生活困窮者の早期把握と相談しやすい体制づくりに努める。	生活福祉課 社協生活支援課
・松江市セーフティネット会議生活困窮部会を核として生活困窮者を取り巻く状況等の情報や課題を共有し、協議・検討を行うとともに、関係機関との連携を強化し、生活困窮者に包括的な支援を行う。	生活福祉課
・アウトリーチ支援により、支援を必要とする方の生活課題（困りごと）を早期に発見し、見えてきた課題への対応と解決に取り組み、関係機関・団体と連携し支援を行う。	社協生活支援課
・困難を有する子どもや若者・市民への支援に関する広報啓発活動、情報提供を行うことにより、地域全体の理解・協力を促す。また、関係機関と連携を強化し相談支援を行う。	青少年支援室 社協生活支援課 社協地域福祉課
・対象者のニーズ・生活課題に応じたプランを作成し、対象者の課題の解決に向け関係機関・団体と連携しながら包括的な自立支援を行う。 ・支援調整会議でプランの検討、松江市セーフティネット会議生活困窮部会で、生活困窮者を取り巻く状況や課題を共有し協議・検討を行い、関係機関・団体の連携強化を図り支援する。	社協生活支援課
・島根県居住支援協議会へ参加し、課題やニーズの共有を行い、関係機関との連携強化を行う。	生活福祉課
・ひきこもりに悩む本人や家族の気持ちをうかがい、今後について一緒に考え、必要な対応を行う。 ・ひきこもりに対する正しい知識の普及を図るための広報や出前講座を実施する。 ・家以外でも安心して過ごせる居場所の充実を図る。	家庭相談課
・様々な困難を抱える青少年や家族などから相談を受け、指導助言や社会的自立に向けた各種支援（学習支援、生活支援、就労支援）を実施する。	青少年支援室
・「ひとり親家庭総合相談コーナー」を核とし、「ハローワークプラス」やその他関係機関と連携し、相談者に適した支援制度を提供する。 ・ひとり親家庭に対する経済的な支援として、ひとり親家庭等高校通学費助成、ひとり親福祉医療費助成、自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金の給付、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当の給付等を行う。 ・R7年度から養育費に係る公正証書作成等支援補助金を新設し、ひとり親家庭の経済的基盤の強化並びにこどもの健やかな成長を図る。 ・各種事業について、市報やホームページへの情報掲載、対象者への案内の送付を行い、積極的な情報提供・周知に努め、児童扶養手当の現況届提出や全対象者への案内送付等のタイミングを利用して、他の事業の案内を合わせて行うことで、潜在的な支援対象者への周知の浸透を図る。	子育て給付課
・利用定員を150名とし、生徒1人当たり全30回（中学2年生は8月～3月までの月4回、中学3年生は7月～2月までの月4回）、1回90分の学習指導を行う。 ・指導形式は集団型とし、講師1人につき生徒5名～10名に対し指導を行う。	生活福祉課

第6次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画 事業一覧表

基本目標	4. 生活課題の解決に向けた取組みを推進する
進めるべき方策	16. 再犯防止・防犯施策の推進（P41）
方策のポイント 更生保護ボランティアの確保と活動の支援 広報・啓発活動の推進	

施策		事業名
①	更生保護ボランティアの確保と、更生保護サポートセンターの運営を支援します。	・ 関係機関の運営支援
②	「社会を明るくする運動」に取り組み、再犯防止や更生保護に関する理解促進を図ります。	・ 広報・啓発活動の推進
③	くらし相談支援センターを窓口、就労に向けた相談・支援の充実を図ります	・ 松江市生活困窮者自立支援事業
④	建設工事競争入札参加資格審査において、協力雇用主を評価する制度の導入について研究します。	・ 建設工事競争入札参加資格者格付（協力雇用先の拡充支援）
⑤	更生保護施設が健全に運営されるよう支援します。	・ 関係機関の運営支援
⑥	矯正施設出身者等の市営住宅への優先的な入居について、その方の状況に応じた配慮をします	・ 市営住宅への優先的な入居
⑦	保護観察所、保護司等の更生保護関係者と学校関係者が連携して、学校に在籍している保護観察対象者の立ち直りを支援します。	・ 少年の立ち直り支援
⑧	地域の防犯組織等と連携し、こども、高齢者の見守り活動の充実を図ります。	・ 地域における防犯力の向上

数値目標				
施策番号	項目	R6実績値	R7目標値	R11目標値
②	社会を明るくする運動延べ参加人数	3,961人	4,400人	6,000人

令和7年度事業計画	所管課
・保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターの場所を提供し、運営を支援する。	健康福祉総務課
・社会を明るくする運動に取り組み、引き続き再犯防止や更生保護について広く周知し、市民の理解促進を図る。	健康福祉総務課
・くらし相談支援センターを窓口に、関係機関と連携して就労に向けた支援を行う。 ・無就労である方への就労支援について、様々な産業・企業や関係団体と連携した職場体験の場の確保と活用、就労準備支援事業など、効果的な支援方法について検討し実施する。 ・関係機関と連携して就労に向けた相談支援の充実を図ります。	生活福祉課 社協生活支援課
・建設工事競争入札参加資格審査において、協力雇用主を評価する制度の導入について、建設事業者との意見交換や、島根県など他自治体の導入状況を参考にしながら、令和8年度資格審査時点での導入の必要性について研究する。	契約検査課
・更生保護施設が健全に運営されるよう支援する。	健康福祉総務課
・矯正施設出身者等が市営住宅への入居申込みをされた場合、倍率優遇方式を採用し、抽選における当選率を有利に取り扱う。	住宅政策課
・学校に保護観察対象者がいる場合、学校関係者、保護観察所や保護司等の更生保護関係者が集まりサポート会議を実施する。	生徒指導推進室
・松江地区防犯協会が地域の組織・団体と連携して実施する事業に要する経費を負担し、地域に根差した防犯に取り組む。	総務課

第6次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画 事業一覧表

基本目標	4. 生活課題の解決に向けた取組みを推進する
進めるべき方策	17. 自死に追い込まれることのない社会の実現（P43）
方策のポイント 行政、事業所、地域などが連携した相談・支援体制の充実 相談窓口の周知、啓発	

施策		事業名
①	自死の背景には身体やこころの病気、経済問題など様々な要因があることから、問題を抱えた人が適切な相談窓口で十分な支援を受けられるように相談窓口の一層の周知を図ります。	・自死対策事業
②	市民一人ひとりが身近な相談役となれるよう、ゲートキーパーの役割を担う人材の養成と拡充を目指します。	・自死対策事業
③	関係機関と連携した取組みやメール・SNS 等による相談窓口の周知などにより、こども・若者の自死対策を推進します。	・自死対策事業
④	職域でのメンタルヘルス対策を推進していくなど関係機関が連携し、勤務問題による自死対策を推進します。	・自死対策事業
⑤	コロナ禍によりさまざまな困難や不安を抱える女性が急増したことを踏まえ、女性への支援を行い、自死対策を推進します。	・自死対策事業

数値目標				
施策番号	項目	R6実績値	R7目標値	R11目標値
①・③・④・⑤	自殺死亡率	12.2%	11.0% (R9)	第3次自殺対策推進計画で見直し
②	ゲートキーパー養成研修受講者数	3,185人	3,500人 (R9)	第3次自殺対策推進計画で見直し

令和7年度事業計画	所管課
・ 9月自殺予防週間、3月自殺対策強化月間にあわせて、デジタルサイネージ、SNS広告等を用いて相談窓口啓発を行う。 ・ 松江市医師会と協働作成した自殺予防啓発ポスターを松江市医師会、松江商工会議所を通じて市内に配布する。	健康推進課
・ 市民に身近な窓口である松江市全職員に対し、ゲートキーパー研修（人事課研修、パソコン上での受講）を実施する。 ・ 地域でゲートキーパー研修の要望があった場合には、随時研修を実施する。	健康推進課
・ インスタグラム、YouTubeなどのSNS活用した相談窓口の周知、啓発	健康推進課 生徒指導推進室
・ 「健康まつえ応援団」に対し、9月自殺予防週間、3月自殺対策強化月間にあわせて啓発する。 ・ 松江市医師会と協働作成した自殺予防啓発ポスターを松江市医師会、松江商工会議所を通じて市内に配布する。 ・ 松江医師会、松江商工会議所行っている自殺対策ワーキングを継続し、働き盛りの世代の自殺対策について検討する。	健康推進課
・ 妊娠から産後まで庁内外の関係課・機関と連携しながら、妊産婦への切れ目のない支援を実施する。 ・ 年に1回庁内関係課、関係機関との会議を開催し、自殺対策支援の体制構築を継続して行う。	健康推進課

第6次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画 事業一覧表

基本目標	5. だれもが安心して住み続けられるまちづくりを推進する
進めるべき方策	18. 住宅・生活環境の整備（P45）
方策のポイント だれもが住み慣れた地域で安心して暮らしていける住環境の充実 住宅確保要配慮者の相談に対応できる体制の整備	

施策		事業名
①	「松江市ひとにやさしいまちづくり条例」などに基づく環境整備を行います。	・安心安全に利用できる特定施設の整備 ・市営住宅のバリアフリー化
②	高齢者や障がい者への住宅の供給促進など、だれもが安心して暮らせる住まいの確保を目指します。	・市営住宅のバリアフリー化 ・身体障がい者（車いす利用者）向け住宅の供給促進
③	市営住宅はもとより、民間賃貸住宅のオーナーや社会福祉協議会、居住支援法人などが連携した入居支援により、住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住宅セーフティネットを整備します。	・住宅セーフティネットの整備
④	関係機関が連携・協力して、不衛生な住宅（ゴミ屋敷等）の環境を改善することによって、本来のその人らしい生活の再構築を支援します。	・生活再建おうちクリーニング事業

数値目標				
施策番号	項目	R6実績値	R7目標値	R11目標値
①・②	障がい者向け民間住宅（車いす対応）建築・改修助成件数		10件（R9）	20件（R14）
①・②・③	住宅確保要配慮者向け住宅の登録件数【累計】		50件（R9）	100件（R14）
①・②・③	市営住宅における高齢者対応住戸数【累計】		117戸（R9）	132戸（R14）

令和7年度事業計画	所管課
・「松江市ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく届出において整備基準に適合しない特定施設の所有者等に対し、指導を行う。 ・誰にとっても住みやすい市営住宅を目指して、住戸内の段差解消や手すりの設置等、バリアフリー化を進める。 ・建築確認申請等審査及び相談窓口において、条例の説明を行い、目的に沿った施策推進を行う。	健康福祉総務課 建築審査課 住宅政策課
・市営住宅の1階部分に空きが生じた場合、高齢者向けに改修工事を実施するほか、民間賃貸住宅の所有者が身体障がい者（車いす利用者）向けに改修を行う際の改修費用について補助を行う。	住宅政策課
・住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居を促進するため、居住支援協議会の設置の必要性について検討を行う。	住宅政策課
・コミュニティソーシャルワーカーや関係機関と連携して生活の立て直しを図り、その人らしい暮らしの再構築を図る。	社協地域福祉課

第6次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画 事業一覧表

基本目標	5. だれもが安心して住み続けられるまちづくりを推進する
進めるべき方策	19. 移動手段の確保（P46）
方策のポイント 地域交通をはじめさまざまな手法による地域住民の移動手段の確保 福祉的支援を要する市民への移動支援	

施策		事業名
①	利便性の高い公共交通体系・サービスを構築し、公共交通の利用促進を図ります	・コミュニティバス運行事業 ・総合交通体系推進事業
②	高齢者や障がい者団体などのお出かけ需要の創出、社会活動への参加促進を図るため、貸切バス利用助成事業である外出支援事業や高齢者バス割引制度に取り組みます。	・松江市外出支援事業 ・高齢者バス割引乗車事業
③	福祉的支援を要する市民に対して、地域の方々や社会福祉法人、企業などが連携しながら、地域のニーズや実情に合わせた移動支援を行います。	・生活支援コーディネート事業 ・福祉的支援を要する市民への移送支援

数値目標				
施策番号	項目	R6実績値	R7目標値	R11目標値
①	路線バス・コミュニティバスの利用者数【4月～3月】	415万人	475万人	475万人
②	高齢者バス割引延べ利用者数	300,868人	340,000人（R8）	第10期介護保険事業計画で見直し

令和7年度事業計画	所管課
・公共交通の利用促進をSNS等を活用し情報発信を実施する。 ・担い手確保に向けた取組みとして、運転体験会・就業フェアを開催する。 ・地域の意見を取り入れながら、地域の実情に合わせたダイヤ改正や運行形態の検討を行う。	交通政策課
・「松江市外出支援事業」により、利用者が貸切バスを利用する際の運賃の一部を助成し、高齢者等の外出機会を創出することで、福祉の増進を図る。	交通政策課 健康福祉総務課
・第2層協議体の開催を通じ、地域の移送課題の共有を図り、その解決のための具体的な取組の検討及び実践を図る。 ・広域的な課題、政策的課題をまとめ、社会福祉審議会、高齢者専門分科会にて報告する。（第1層コーディネーター） ・広域的な課題に対し全市を対象とした取り組みの検討及び実践を図る。	社協地域福祉課

第6次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画 事業一覧表

基本目標	5. だれもが安心して住み続けられるまちづくりを推進する
進めるべき方策	20. 災害に備えた体制の充実（P47）
方策のポイント 地域や行政をはじめ関係機関が一体となった災害に備えた体制の充実 さまざまな媒体を活用した災害関連情報の迅速な周知	

施策		事業名
①	自主防災組織の活動をはじめ、地域で見守り助け合うための取組みを推進します。	・要配慮者支援推進事業 ・避難行動要支援者支援事業 ・自主防災リーダー研修会の実施
②	災害時に、状況に応じた適切な行動がとれるよう、災害に関する知識等の普及を行います。	・防災意識の啓発 ・ハザードマップの周知・啓発
③	緊急時に救急医療情報が関係機関で活用できる体制を整備します。	・松江市救急医療情報活用事業
④	緊急時に活用できる救急連絡体制を整えます。	・緊急通報装置設置費助成事業 ・緊急通報FAX、NET119
⑤	防災メール等の活用により、災害関連情報を迅速に周知します。	・様々な媒体による防災情報等の迅速な伝達
⑥	災害時に、迅速に災害ボランティアセンターの設置・運営ができるよう立ち上げ訓練等によるスキルの向上を図り、災害対策本部及び関係機関と連携協力を進めます。	・災害ボランティアセンター事業
⑦	災害時に地区災害対策本部の円滑な設置・運営が行えるよう、防災訓練などを通じ、平常時から地域の関係団体との連携を深めていきます。	・防災訓練の実施

数値目標				
施策番号	項目	R6実績値	R7目標値	R11目標値
①	要配慮者支援組織世帯カバー率	46.9%	70.0%	70.0%
①・②・⑤・⑦	防災出前講座の実施	131件	84件	100件
①・⑦	自主防災組織の結成率	75.3%	88.0%	100.0%

令和7年度事業計画	所管課
・ 出前講座等による自主防災組織や自助・共助の必要性・重要性等の啓発を引き続き推進する。 ・ 松江市自主防災委員会への運営補助を行う。	健康福祉総務課 防災危機管理課
・ 市民の防災意識向上につながる取組を行う。 ・ 各地区で実施される出前講座にて防災意識の啓発活動 ・ ホームページや市報まつえによる情報発信 ・ テレビ等を通じて情報発信	防災危機管理課
・ 広報誌や民生児童委員、CSWの活動等あらゆる場面を活用し救急医療情報セットの周知を引き続き行う。 ・ 救急医療情報シートの記載内容が最新情報に更新されるよう包括支援センターや居宅介護事業所等の関係機関と連携し支援する。	介護保険課
・ 緊急通報装置の機能・補助制度の周知を継続し、在宅高齢者の安心安全を確保する。 ・ 音声による119番通報が困難な聴覚及び言語機能障がい者が消防への緊急通報を行うことができるよう、インターネット活用した通報システム（NET119緊急通報システム）、緊急通報用ファックスによる通報の仕組みを提供する。	障がい者福祉課 健康福祉総務課
・ 防災メール、公式LINE、緊急速報メールの配信を実施する。 ・ 防災行政無線屋外スピーカーによる情報伝達を行う。 ・ SNS等による情報伝達を行う。 ・ 防災メール等の登録方法の周知を図る。	防災危機管理課
・ 災害時における職員参集、安否確認について、認知症見守りネットメール配信システムのオプション機能を活用し、登録している全職員の携帯メールにメッセージが送れることを定期的に確認する。 ・ 協定先のライオンズクラブとの情報交換会を実施する。 ・ 災害VC運営のICT化に向けた取組として、キントーン導入に向けた研修会に参加し得られた知見を多くの社協職員で共有できるように伝達研修を行う。 ・ 市社協主催で災害VC立ち上げ訓練を実施する。職員、協定先、行政の他、災害VCの理解を深めていただくため、公民館職員、社会福祉法人に案内しキントーンの実効性を確認する。	社協総務課
各地区の災害対策本部等が実施する防災訓練や研修会を協働で行い、併せて経費の一部補助を行う。	防災危機管理課